

会則

平成 21 年 6 月 24 日 制定

平成 23 年 10 月 18 日 改訂

第 1 条 本研究会は、バイオスーパーコンピューティング研究会（BSCRC: BioSuperComputing Research Community）という。

第 2 条 本研究会は、スーパーコンピュータを用いた生命科学分野でのシミュレーションや大規模データ解析を通して、生命体における現象を統合的に理解し予測を行う新たな科学領域の進展を支え、育成・発展させて、わが国における学問・文化・産業の発展に寄与することを目的とする。この目的のため、個体、器官、組織、細胞、分子の様々なレベルにおける研究およびそれを統合する研究を対象として、医学、細胞生物学、分子生物学、生化学、生物物理学、薬学、化学、物理学、工学、情報科学等さまざまな分野の研究者が集い、産官学にわたる研究者間の交流を図るとともに、国際的な連携や情報発信を推進する。

第 3 条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 3-1) 研究会等の学術的会合の開催
- 3-2) 本分野の研究に関する国内および国際交流
- 3-3) 関連機関や他の学会・研究会との連携
- 3-4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

第 4 条 本研究会の会員は正会員と賛助会員とする。

- 4-1) 正会員は、スーパーコンピュータを用いた生命科学研究に従事し、またはこれに関心をもつ個人であって、本研究会の目的に賛同する者をいう。
- 4-2) 賛助会員は、本研究会の目的に賛同する個人または団体を言う。

第 5 条 本研究会の会員に対する年間会費は課さないものとする。ただし、本研究会が実施する会合や活動においては、その都度、参加者に対する参加費を課すことは妨げない。

第 6 条 正会員および賛助会員になろうとする者は、それぞれ所定の入会申込書に必要事項を記入して会長に提出し、会長の承諾を得なければならない。

第7条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- 7-1) 会員から会長に届け出て退会する場合。
- 7-2) 理事会の議決により、会員として不適格と認められた場合。
- 7-3) 禁治産者あるいは準禁治産者の宣告がなされた場合。
- 7-4) 死亡、失踪宣言、団体の賛助会員にあってはその団体の解散がなされた場合。

第8条 会員の個人情報の取り扱いについては別途プライバシーポリシーにて定める。

第9条 本研究会には、会長1名、副会長1名、理事若干名、および会計監査2名を置く。

- 9-1) 会長は本研究会を代表し、その業務を統括する。
- 9-2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 9-3) 理事会は会長、副会長、理事により構成され、本研究会とその活動に関する諸事項を審議し、事業を執行する。
- 9-4) 本研究会の事務を執行するため、理事会の協議により事務局を設ける。
- 9-5) 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 会長、副会長、理事、会計監査は、細則の定めにより、正会員の中から選出され、総会の承認を得る。

第11条 会長、副会長、理事、会計監査の任期は、原則として総会の翌日からそれぞれ2年間とする。

第12条 会長、副会長は、連続して3期行うことはできない。

第13条 連続2期4年間選出された理事は、その後1期2年間は理事として選出されることはできない。

第14条 本研究会は、原則として年1回総会を開き、会務を協議し、議決する。総会は会長が招集し、正会員総数の1/4以上の出席（委任状を含む）によって成立するものとする。

第15条 本会則の変更ならびに本会の解散は、総会の議決により行う。

第16条 本会則の執行について必要な細則は、理事会の審議を得た後、会長が総会に報告し承認を得て、別に定める。

附則

第17条 本会則は、平成21年7月1日から施行する。

第18条 本研究会の発足時においては、第6条の規定にかかわらず、本研究会の発起人に対しては、会員となるための手続きを省略できるものとする。

第19条 本研究会の発足時においては、第10条の規定にかかわらず、設立準備会のメンバーが理事会を構成し、理事会における議決により会長と副会長とを選出することとする。

会費・細則

(年会費)

無料。なお本研究会が実施する会合や活動においては、その都度、参加費の有無をご案内します。

(細則)

- 役員を選出

(1) 理事の改選は次のように行う。

会長は正会員の中から2名を選んで選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は互選により責任者を選び、理事の選挙事務を行う。正会員3名以上から推薦された会員を候補とする。正会員の投票により上位若干名を理事として選出する。

(2) 新会長の選任は次のように行う。

理事会で新会長候補者を1または2名推薦し、正会員の投票により最高得票者を新会長とする。最高得票を得たものが2名以上ある場合には、抽選により新会長を決定する。

(3) 新副会長は、会長が指名し総会で承認される。副会長として理事を指名した場合、その理事の席は空席となったものとみなして、選挙で次点のものを繰り上げる。

(4) 新会計監査は、会長が指名し総会で承認される。

(以上)